

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>サイトブロッキングに関してはすでに送った項目11とほぼ同じくするため省略。</p> <p>児童ポルノ規制に関して、単純所持規制が生むえん罪を強く懸念する。足利事件でもそうだが現在の警察は推定有罪で捜査をし、証拠物件をなくす、代用監獄の問題といった傾向があるため信用できない。</p> <p>さらに、現在では冤罪であろうと冤罪の立証、後日無罪になったとしても一度負った社会的なダメージ（名誉、本人人生そのもの）を払拭し、変わってしまった本人の人生を以前に戻すということ自体が困難かつ不可能に近い、法的不備もあるため単純所持規制を導入することは恐怖しか感じない。</p> <p>一例で言えばUSB目盛りに児童ポルノを入れ、気に入らない人間の鞆に忍ばせるだけで「単純所持規制」による冤罪が成立し、人生が壊されるわけだが現在の議論からはそこがすっぽりと抜け落ちている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>児童ポルノの定義を実在の児童が被害を受けているポルノという厳密な定義（曖昧な3号ポルノ定義の廃止）。</p> <p>冤罪を生まぬよう、明確性の原則に沿った厳格な法であるべき。</p> <p>冤罪を被った場合の名誉回復のための法的整備、取り調べの可視化。</p>